

「権現堂調節池」の募集要項の内容等に関する質問、回答

（質問1）

ネーミングライツ契約は、愛称使用に関する権利契約であるとの理解ですが、施設管理上必要となる作業（例：魚の回収、水質・悪臭対策等）については、本事業とは別に、従来どおり業務として見積・発注の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。

（回答）

ネーミングライツは、権現堂調節池への愛称の施設命名権を付与するものです。施設管理上、必要となる作業については、ネーミングライツ契約とは別であり、従来どおり業務として、見積・発注の対象となります。しかし、ネーミングライツ申込書、様式5「地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画等」に記載した内容については、優先交渉権者を選定する際の評価対象となるため、記載した内容については契約上の義務となります。

（質問2）

愛称表示を行う看板等について、表示内容は愛称のみを基本とし、命名権者名の表記可否・表記方法については、契約後に協議するという理解でよろしいでしょうか。

（回答）

愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について、御提案してください。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。

（質問3）

ネーミングライツ事業に関連して、清掃活動等の任意協力を行う場合、あくまで任意の取組であり、契約上の義務とはならないとの認識でよろしいでしょうか。

（回答）

ネーミングライツ申込書、様式5「地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画等」に記載のない地域貢献活動や施設活用については、任意の取組であることから、契約上の義務とはなりません。

なお、様式5に記載した内容は、優先交渉権者を選定する際の評価対象となるため、記載した内容については契約上の義務となります。